現場代理人の常駐義務緩和取扱要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、川崎市工事請負契約約款第１１条の２の規定による工事現場への常駐義務の規定の適用を除外する場合についての取扱いを定めるものとする。

（条件）

第２条　次に掲げる各号の条件をすべて満たす工事については、合計で２件まで兼任を認めるものとする。

（１）　監督部署が同一であるもの　同一の範囲は別表のとおりとする。

（２）　次の各号のいずれかの条件を満たす工事であるもの

ア　予定価格（税込み）が 3,500 万円未満であり、工事場所が住所・地番・特定施設名等で特定されていない工事

イ　予定価格（税込み）が 1,000 万円未満であり、履行場所が特定されている工事

（３）　本要綱の対象である旨明示されているもの

（特例措置）

第３条　昇降機設備工事であって、第２条第３号の要件を満たし、かつ、工場製作のみが行われている期間について、特に監督員が認める期間は、兼任することができるものとする。

（兼任を認めない場合の取扱い）

第４条　前２条の条件を満足する工事であっても、災害復旧工事等の緊急性を伴う工事等で、本要綱を適用することが適当でないと判断される場合は、常駐義務の緩和を行わないものとする。

（契約変更時の取扱い）

第５条　本要綱の対象となった工事が、設計変更により第２条第２号の条件を満たさなくなった場合においても、引き続き本要綱を適用するものとする。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成２６年１０月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成２８年６月１日から施行する。

別　表　（同一の部署の範囲）

出先機関が監督を行う工事	同一事務所または同一センター
本庁組織（まちづくり局）が監督を行う工事	同一部
本庁組織（まちづくり局以外）が監督を行う工事	同一課